

質疑・回答書

件 名	令和5年度(2023年度)豊中市空家等対策計画策定支援業務	
No	質疑事項	回 答
1	<p>「空家等対策部会」と「住宅マスタープラン検討委員会」について</p> <p>空家等対策部会の委員について、現時点の想定はあるか。ある場合、専門分野や所属等について可能な範囲で教えていただきたい。 また、住宅マスタープラン検討委員会については、令和3年度と委員の構成は同じと考えてよいか。</p>	<p>空家等対策部会は学識経験者2名、関係機関の代表4名、市民1名の計7名程度、住宅マスタープラン検討委員会は学識経験者3名、関係機関の代表1名、市民1名の計5名程度を予定しております。</p>
2	<p>「豊中市空家等実態調査」について</p> <p>実態調査において把握された空き家について、アンケート調査の回答情報はGISの位置情報データ等で紐づけられているか。</p>	<p>GISの位置情報データにて紐づけられています。</p>
3	<p>様式5「業務実施体制調書」について</p> <p>「現在担当している業務数」は、令和4年度内に終了予定の業務についても数に入れると考えて良いか。 また、様式では担当者3名、補助担当者2名の形式になっているが、担当者を4名に、補助担当者を1名にするなどの変更を行ってもよいか。</p>	<p>令和4年度内に終了予定の業務も入れて構いません。 業務実施体制に合わせて様式を変更して構いません。</p>
4	<p>「見積書」について</p> <p>見積書金額の積算根拠について、弊社では国土交通省から公表された、「令和5年度 設計業務委託等技術者単価」に示された基準日額を人件費の見積りに使用する予定にしているが問題ないか。 令和4年度の技術者単価を使用した方がよい等あれば教えていただきたい。</p>	<p>「令和5年度 設計業務委託等技術者単価」に示された基準日額を使用して見積書を作成してください。</p>